

笠岡市小中一貫教育推進計画 改訂版

～ 共に未来を拓く、『たい』のあふれる教育 ～

令和 2 年 3 月

令和 8 年 4 月 改 訂

笠岡市教育委員会

目 次

はじめに	1
I 小中一貫教育推進計画の位置付け.....	2
II 笠岡市の小中一貫教育の基本方針.....	3
III 小中一貫教育のこれまでの経過.....	5
IV 小中一貫教育の成果と課題.....	6
V 学校規模適正化計画を踏まえた小中一貫教育.....	8
VI 計画管理.....	12

はじめに

令和2年3月に策定された「笠岡市小中一貫教育推進計画」では、9年間を見通した教育の実現に向けて、学びの連続性や児童生徒の育成方針を明確にし、地域ぐるみでの教育に取り組んできました。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、更に持続可能な地域づくりにつながる教育を目指して、「笠岡市小中一貫教育推進計画 改訂版」を策定しました。

本計画では、地域の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、「学びの連続性」「育ちの連続性」「教育環境の連続性」の3つの視点を基本に、学校・保護者・地域が一体となって教育を推進していく方針を示しています。

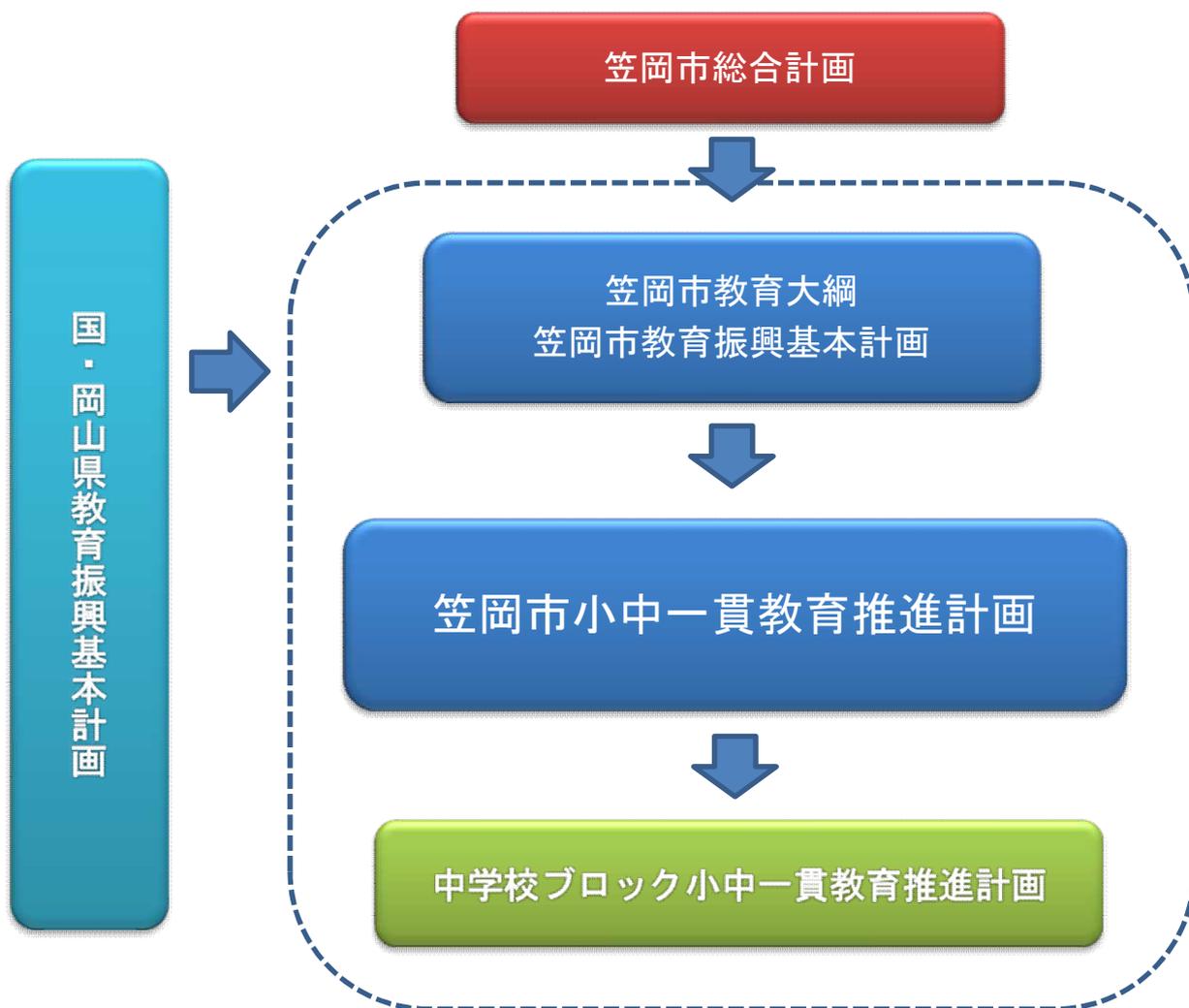
今後も、子どもたち一人一人が自らの可能性を發揮できるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

I 小中一貫教育推進計画の位置付け

小中一貫教育の推進は、「第8次笠岡市総合計画」において、「自立と共生を目指した『たい』のあふれる学校教育」の主な施策の一つとして位置付けられ、さらに、「笠岡市教育大綱」に基づいて策定した「笠岡市教育振興基本計画」において、基本施策の中に位置付けられています。

笠岡市小中一貫教育推進計画は、笠岡市教育振興基本計画の下位計画として位置付け、笠岡市の未来を担う子どもたちの発達段階に応じた確かな成長を育む義務教育を確実に推進するために策定されました。

令和10年度までを計画期間とする小中一貫推進計画は、予定どおり令和5年度に本格実施となり、市内の小・中学校で小中一貫教育が展開されています。計画期間はまだ満了していませんが、この数年の間に児童生徒及び学校を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、その変化に柔軟に対応するため第2期計画を策定しました。また、本計画の下で、中学校ブロックごとに個別の推進計画を策定し、それぞれの地域に応じた特色ある学校づくりを進めていきます。



Ⅱ 笠岡市の小中一貫教育の基本方針

笠岡市は、小中一貫教育の推進に当たって、次の基本方針に基づき取り組んでいます。第2期推進計画においても、この基本方針に沿って取組を進めます。

1 基本的な姿勢

- (1) 保幼小中連携を踏まえて次の3つの視点に立って、義務教育9年間を見通した学校教育を推進します。
 - ・ 3つの視点・・・「学びの連続性，系統性」
「育ちの連続性」
「教育環境の連続性」
- (2) 中学校区（ブロック）を基本として、それぞれに目指す子ども像・教育目標など小中一貫教育の目標を設定し、小学校・中学校一体となって学校教育を推進します。
- (3) 中学校ブロック内の小学校・中学校の教職員が共通認識の下、児童生徒の育成・指導に連携・協働して、学校教育を推進します。
- (4) 目標達成に向けて、共通認識の下、学校・保護者・地域と一体となって学校教育を推進します。

2 義務教育9年間の捉え方

義務教育の9年間の学年段階における指導上の重点として、まず小学校段階の低学年から中学年までの時期は、認定こども園や保育園との円滑な接続、反復学習による基礎・基本の徹底、学習規律・生活規律の徹底、望ましい生活習慣の定着や家庭学習の習慣の定着などがあります。

次に小学校高学年から中学校前期までの時期は、小学校段階と中学校段階の接続期にあり、予習習慣の定着、主体的に学習に取り組む態度や姿勢の育成、興味関心や自己評価に基づく学習課題の自己決定やメタ認知能力の育成などが挙げられます。

中学校段階の中盤から最終までの時期は、個性と能力の更なる伸長、興味関心に応じた指導の更なる充実、外部人材を活用した発展的な学習の重視、進路選択を確実にする進路指導の充実などがあります。

こうした学年段階の区切りを踏まえ、小学校期6年、中学校期3年を基本としつつ、小学校から中学校に滑らかに接続できるよう、指導に取り組むこととします。

【学年段階区分】

小学校期						中学校期		
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級担任制		学級担任制				教科担任制		
		チーム担任制 教科担任制				円滑な接続		
スタート カリキュラム				小中学校教員の相互乗り入れ授業				

Ⅲ 小中一貫教育のこれまでの経過

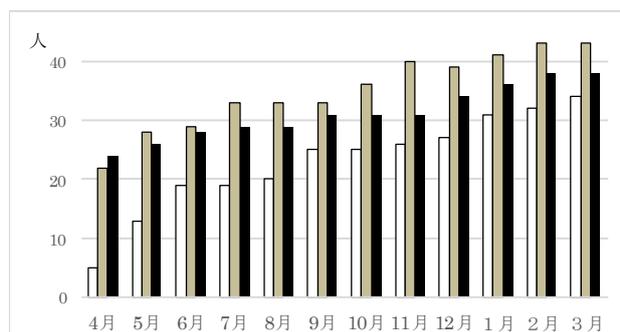
各中学校ブロックで、令和元年度から令和2年度までの2年間で準備期間とし、組織体制、取組内容などについて協議・研究を行いました。その後、令和3年度から令和4年度までの2年間にわたって試行を実施し、令和5年度からは完全実施へと移行しました。

年度	内 容	備 考
令和元年度 【準備】	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育推進計画の策定 ・研究指定校「小中一貫教育」のまとめ ・中学校ブロック一貫教育推進構想の検討 ・保護者・地域関係への説明会 ・教職員研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教科書採択 ・小・中学校試作版小中一貫教育カリキュラムの編成・試用
令和2年度 【準備】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育推進構想の策定 ・中学校ブロック推進体制の構築 ・中学校ブロック年間計画の策定 ・取組内容の検討・試行 ・教職員研修の開催 ・小中一貫教育カリキュラム編成委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校新学習指導要領全面運用（新教科書） ・中学校教科書採択 ・小中一貫教育カリキュラムの編成
令和3年度 【試行】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育の試行 ・推進体制の検証・見直し ・年間計画の検証・見直し ・取組内容の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 新学習指導要領全面運用（新教科書） ・小中一貫教育カリキュラムの運用開始
令和4年度 【試行】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育の試行・見直し ・推進体制の検証・見直し ・年間計画の検証・見直し ・取組内容の検証 	
令和5年度 【完全実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック一貫教育の本格実施 ・中学校ブロック一貫教育推進構想の確認 ・年間計画の検証・見直し ・取組内容の検証 	

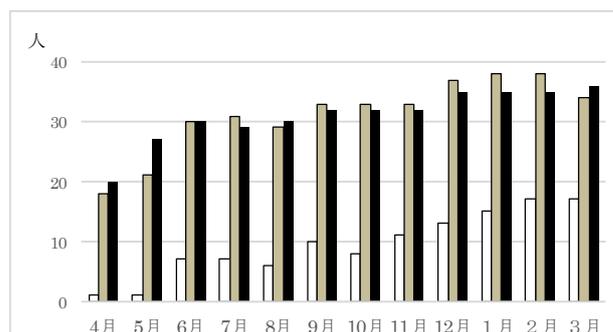
IV 小中一貫教育の成果と課題

小中一貫教育が本格実施となった令和5年度から、中学校の長期欠席・不登校者数は大幅に減少しています。これは、小中間の円滑な接続が効果を発揮した結果と捉えることができます。小学校6年生へのアンケートからも、中学校生活への期待感や教科担任制への肯定的意見が多く、小中間のスムーズな移行に寄与していることがわかります。

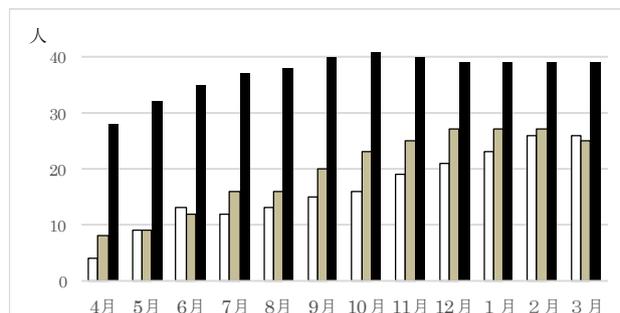
下のグラフは各中学校で長期欠席・不登校に関わって支援が必要とされた（状態1～状態6）の生徒の月別・学年別の数の推移です。



令和4年度



令和5年度



令和6年度

※ 各月3本のグラフは左から中1，中2，中3の人支援対象人数を表しています

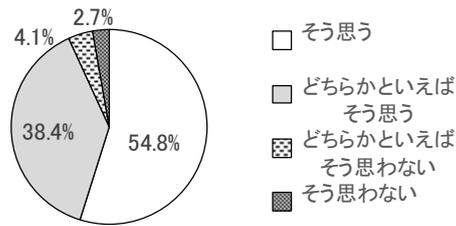
また、中学校1年生を対象に行ったアンケートにおいて、小学校での体験が、中学校生活への不安を減らすことにつながったかどうかを尋ねた質問に対し、

- ・ 中学校の先生や中学生に、中学校の生活について説明してもらった体験

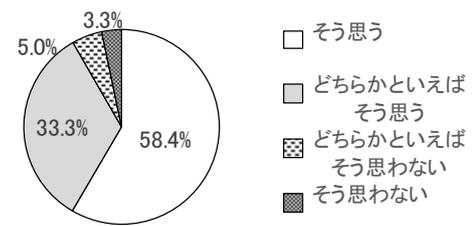
中学校の先生から	93.2%
中学生から	91.7%
- ・ 別の小学校との交流 84.8%
- ・ 中学校での授業体験 84.1%
- ・ 中学校での授業見学 83.4%

と、小学校での体験や乗り入れ授業が不安軽減につながっていることがうかがえる結果となっています。

中学校の先生に、中学校の生活について説明してもらったことがある。



中学生に、中学校の生活について説明してもらったことがある。



出典：令和6年度 小中一貫教育に関するアンケート調査結果

さらに、小中9年間という長期的な視点で児童生徒を育成できるため、内面的な資質を着実に育むことが可能です。学園(中学校ブロック)全体で統一されためざす子ども像と指導方針の下、継続的かつ発展的に指導を行うことが、規範意識の向上に成果となって現れています。

それによって、問題行動の件数の伸びが鈍化し、落ち着いた学校風土の形成につながっています。

しかし、依然として、学力面においては課題が見られます。令和6年度の学力調査では、小・中学校ともに県および全国平均を下回り、特に算数・数学に課題が見られました。学習内容の積み上げ不足や、指導の系統性、自主学習習慣の定着の不十分などがその一因となっています。

学校では、9年間の学びのつながりを示すイメージ図の活用や、小中合同の教科部会による授業改善に取り組んでいます。さらに、AIドリルの活用や家庭学習との連携も進めています。しかし、小学校段階から落ち着いた環境の中で安定した学力を培い、中学校へスムーズに接続するためには、さらなる工夫が必要です。

このため、令和7年度からは、一部の小学校においてチーム担任制を試行し、児童の状況を多面的に捉えての生徒指導や支援を組織的に展開しています。また、教科担任制の導入によって専門性の高い教科指導を行うことで、基礎学力の定着や探究的な学びの充実を図っています。さらに、小・中学校の教員による合同研修を通じて、系統性、連続性に配慮した指導方法の充実を図ることで、学力向上の効果を期待しています。

加えて、小・中学校それぞれの段階で児童生徒が地域と関わり、地域の特色づくりや課題解決に児童生徒が参画し、各教科で学んだことを生かして「課題解決してみたい」と子どもが思える教育活動を展開していくことも重要です。

不登校対策では成果が見られていますが、学力向上にはこうした改善策を継続して進めていくことが不可欠です。今後も、系統的な指導、主体的な学びの支援、家庭との連携を強化するなど、多面的な取組が求められます。

V 学校規模適正化計画を踏まえた小中一貫教育校

1 学校規模適正化を踏まえた適正配置計画

小中一貫教育の取組においては、一定の学校規模を確保することにより、子どもたちの多様な人間関係を通じて学びを深め、その効果を十分に発揮することが可能となります。このため、令和7年4月に改訂された「笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画書改訂版」の基本方針を踏まえ、次のとおり学校規模適正配置計画を推進します。

ただし、今後、市立小・中学校すべての学校の児童生徒数の推移を見ていく中で、その状況に変化が見込まれる場合は随時見直しをすることとします。

(1) 笠岡市立中学校について

学校規模適正化基本方針に沿って、まず各中学校の配置計画を見直し、学校規模適正化に向けた適正配置計画ロードマップ（P10）を基に検討を進めます。

クラス替えができない1学年1学級編制が継続して発生する時期を目途に統合を進め、市内全域で通常の学区を有する中学校2校と小規模校の特性を生かして特色ある教育を行う転入学特別制度対象校1校（神島外中学校）の3校の体制とすることを想定しています。

通常の学区を有する中学校については、笠岡東中学校は継続とし大島中学校を統合、笠岡西中学校、金浦中学校、新吉中学校の3校は統合して学校を新設する予定です。

具体的な配置計画は次のように考えています。

大島中学校	令和14年度を目途に笠岡東中学校に統合
笠岡西中学校 金浦中学校 新吉中学校	令和17年度を目途に3校を統合して新たな中学校を設置 (仮称：笠岡みらい学園中学校)

統合に際しては、災害を警戒すべき区域への新たな中学校の設置は避け、また、統合後の通学距離が6kmを超える場合や地形的な要因等で身体等への負担が大きい場合にはスクールバス等の運行を検討します。

なお、存続する中学校については、老朽化対策として、必要な時期に校舎改築等を行う予定です。

(2) 笠岡市立小学校について

小学校についても、基本方針に沿って各小学校の配置計画を見直し、学校規模適正化に向けた適正配置計画ロードマップ（P10）を基に検討を進めます。

複式学級編制が継続して発生する時期を目途に統合を進め、既に複式学級が発生、継続している小学校については、早急に統合を検討する必要があると考えています。存続を予定している小学校についても、将来的に複式学級の発生が見込まれる状況となれば他校との統合を検討します。

具体的な配置計画は次のように考えています。

陶山小学校	令和9年度を目途に、城見小学校と統合
吉田小学校	令和9年度を目途に、新山小学校と統合
北川小学校	令和12年度を目途に、新山小学校と吉田小学校の統合校と統合
神内小学校	令和13年度を目途に、中央小学校と統合

統合に際しては、統合後の通学距離が4kmを超える場合や地形的な要因等で身体等への負担が大きい場合にはスクールバス等の運行を検討します。

なお、存続する小学校については、老朽化対策として、中学校と同様に必要な時期に校舎改築等を行う予定です

(3) 島しょ部の小・中学校について

島しょ部の小・中学校については、基本的には個別に検討を進めますが、全体的な構想としては次のように考えています。

北木小学校については、児童の状況や保護者の意向等によって神島外小学校への就学など、柔軟に検討・協議を行います。

六島小学校については、スクールボートでの通学は、小学生にとって心身ともに大きな負担になることから、現在の適正化計画の趣旨を生かして存続とします。ただし、児童の状況や保護者の意向等によっては、神島外小学校への就学など、柔軟に検討・協議を行います。

現在、2小学校（北木・六島小学校）に導入している転入学特別制度（「わくわくシーサイドスクール」）については、適切な時期に募集を終了します。

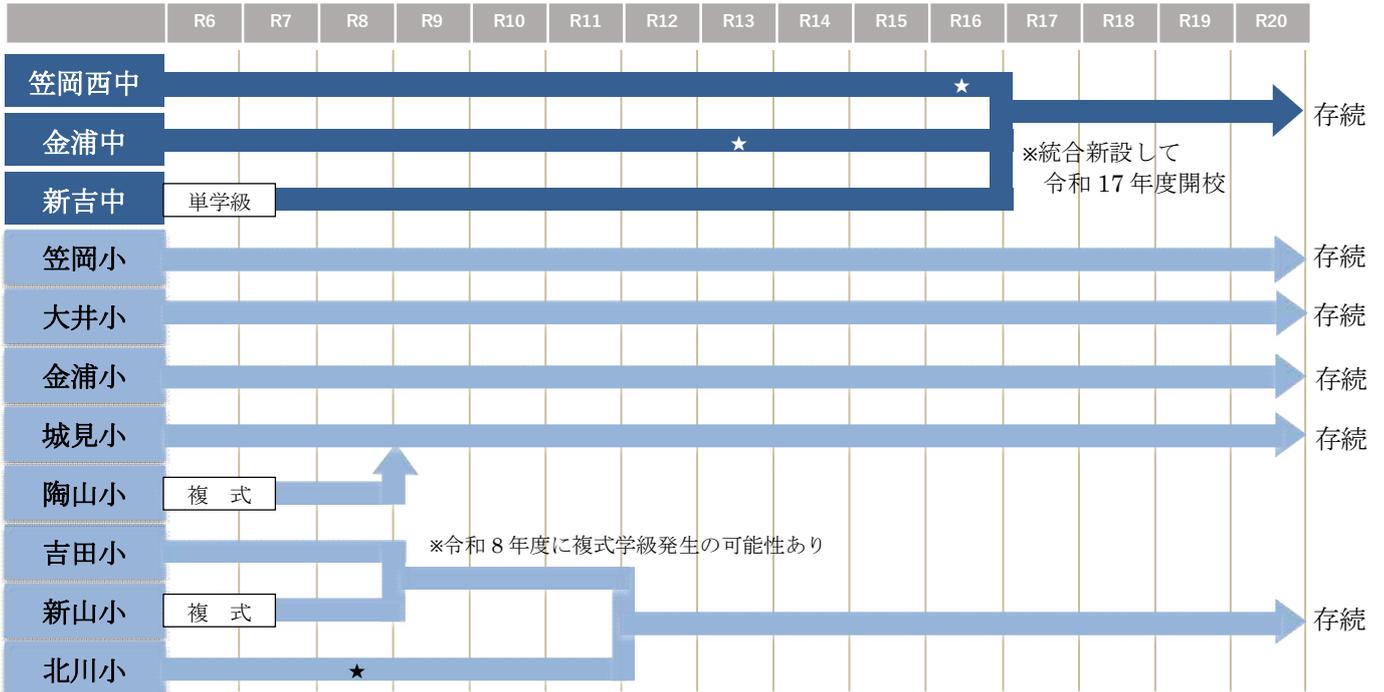
学校規模適正化に向けた適正配置計画ロードマップ

(☆はR 7以降の中学校の単学級発生年度，★はR 7以降の小学校の複式学級発生年度)

【東部エリア】



【西部・北部エリア】



※ 小北中は組合立のため、矢掛町と別途協議

【南部・島しょ部エリア】



※ 存続予定の小学校も、将来的に児童数が減少して複式学級が発生する状況になれば、統合を検討

2 学校規模適正化計画を踏まえた小中一貫教育

(1) 施設分離型による小中一貫教育の推進

学校規模の適正化を進めるに当たり、小学校と中学校では基本的な考え方が異なっています。これまでの計画どおり施設一体型小中一貫教育を進めることになると、神島外中学校を除き、市内2校の中学校へ併せて小学校が統合されることになり、多くの地域から小学校がなくなってしまう。小学校については地域に根ざした教育活動を重視し、可能な限り地域に残す方針としています。この方針に基づき、学校規模適正化が進む期間中は「施設分離型」による小中一貫教育を推進します。

現在取り組んでいる施設分離型による小中一貫教育では、中学校ブロックごとに統一目標を設定し、小中学校が一体となって継続的な教育活動を行うことで成果が表れています。問題行動の低年齢化や学級崩壊など今日的な課題に対しても、先手を打った生徒指導や小学校でのチーム担任制の試行により効果が見られます。また、小学校においては、学校単位の取組を進めることにより、児童会活動や6年生を中心とした全校を巻き込む企画の展開や地域探究学習等の成果発信といった多様な場面で子どもたちが主体的に活躍できる機会が生まれており、これらの取組は、リーダー性の育成や学校全体の一体感の醸成といった成果につながっています。さらに、中学校進学をきっかけとした児童生徒の意識の切り替えなど、施設分離型だからこそ実現できる教育効果も確認されています。こうしたことから、本市では小中一貫教育の基本形を施設分離型とし、とりわけ小学校高学年から中学校への円滑な接続を意識した取組を一層充実させていきます。

(2) 小中一貫教育の将来

将来的に児童生徒数がさらに減少する場合には、その推移を慎重に見極めつつ、学校規模適正化に柔軟に対応します。小中一貫教育については、この適正化計画を踏まえ、施設分離型にこだわらず、施設隣接型や施設一体型も含め、最も効果が期待できる形で展開していきます。

VI 計画管理

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10ヵ年とします。

2 計画の管理

本計画は、小中一貫教育の教育効果を図る上において、適正な学校規模を確保することが重要であることから、学校規模適正化計画との整合を図りながら進めます。

また、計画策定後の児童生徒数の推移予測を含め、社会情勢等の変化を的確に把握し、計画内容を柔軟に見直しながら、本計画を確実に推進していきます。